

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) その X i (らくらくパック又はケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ～チ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2-2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) その X i (らくらくパック又はケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ～チ (略)</p>	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック、データ S パック (小容量) 及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) その X i (らくらくパック、データ S パック (小容量) 又はケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ～チ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <p style="padding-left: 20px;">2-2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック、データ S パック (小容量) 及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) その X i (らくらくパック、データ S パック (小容量) 又はケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ～チ (略)</p>	(略)	(略)
基本使用料の適用													
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) その X i (らくらくパック又はケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ～チ (略)</p>												
(略)	(略)												
基本使用料の適用													
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) その X i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック、データ S パック (小容量) 及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) その X i (らくらくパック、データ S パック (小容量) 又はケータイパックの適用を受けていない場合に限り) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ～チ (略)</p>												
(略)	(略)												

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(略)	(略)
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（ク、(8)の3のセ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又はツ若しくはテの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(8)の3において「128k 通信」といいます。）を適用します。</p> <p>セ～ニ (略)</p> <p>ヌ～ネ (略)</p>
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ カの規定により選択したシングルパック等の定額通信料、(8)の2のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の2のヌ及び(8)の2のネに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、カの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A 及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p>

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(略)	(略)
	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（ク、(8)の3のヌ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又はツ若しくはテの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(8)の3において「128k 通信」といいます。）を適用します。</p> <p>セ～ニ (略)</p> <p>ヌ X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）に係るX i（データSパックを選択しているものに限りま</p> <p>す。）の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の通信料に1,500円を加算します。この場合において、当社は、そのX i の契約者が選択しているデータ定額パックに係るデータ量に3GBを当社が定める方法により加算します。</p> <p>ネ～ノ (略)</p>
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ カの規定にかかわらず、シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出てください。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルパックを選択したものとみなして取扱い</p> <p>ます。</p> <p>ク カ又はキの規定により選択したシングルパック等の定額通信料、(8)の2のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の2のヌ及び(8)の2のネに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ データ定額共有の開始は、カ又はキに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、カ又はキの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A 及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p>

<p>(イ) (略)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ <u>サ</u>に規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス <u>シ</u>の規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>セ～タ (略)</p> <p>チ 当社は、データ定額パックを選択している契約者から(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（ソの規定により 128k 通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>ツ 当社は、共有回線群に属するX i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>ナ</u>の(ウ)、<u>ニ</u>の(ウ)又は<u>ヌ</u>の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>テ <u>ツ</u>の規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ト <u>ツ</u>の規定により廃止のあったX i 又はX i ユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又は本欄のカ若しくはキの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ナ アから<u>ト</u>の規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ニ アから<u>ト</u>の規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ アから<u>ト</u>の規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p>	<p>(イ) (略)</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>ス <u>シ</u>に規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>セ <u>ス</u>の規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>ソ～チ (略)</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックを選択している契約者から(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（タの規定により 128k 通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>テ 当社は、共有回線群に属するX i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>ニ</u>の(ウ)、<u>ヌ</u>の(ウ)又は<u>ネ</u>の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ト <u>テ</u>の規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ <u>テ</u>の規定により廃止のあったX i 又はX i ユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又は本欄のカ若しくはキの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ アから<u>ナ</u>の規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ アから<u>ナ</u>の規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ネ アから<u>ナ</u>の規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとしま</p>
--	--

	<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ネ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(8)の2のア及びタ並びに本欄のサ及びシの規定により適用する定額通信料 ((8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 並びに子の規定により適用するX i データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線 (X i コピキタス及びF O M A コピキタスに係るものを除きます。) の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>ノ ネに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>		<p>す。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ノ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(8)の2のア及びタ並びに本欄のシ及びスの規定により適用する定額通信料 ((8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 並びにツの規定により適用するX i データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線 (X i コピキタス及びF O M A コピキタスに係るものを除きます。) の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>ハ ルに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p>		<p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p>	

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	B	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モロッコ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Orange Maroc	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	△B	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モロッコ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Médi Telecom, S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則（平成 29 年 1 月 27 日経企第 1579 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 29 年 1 月 27 日経企第 1583 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 30 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 経企第 1045 号（平成 28 年 10 月 19 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削 除

（シニア特割キャンペーンの適用）

- 4 この改正規定実施の日から平成 29 年 5 月 31 日までの間において、F O M A 契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結したときであって、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限り、）の X i が次の(1)から(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合は、シニア特割キャンペーン（はじめてスマホ割キャンペーン（経企第 677 号（平成 28 年 8 月 3 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 23 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	—
X i カケホーダイライトプラン	670 円

(1) はじめてスマホ割キャンペーンの適用の申出の承諾を受けていること。

(2) 第 74 条の 2（利用者登録）に規定する利用者登録の情報が次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 満 60 歳に達した者であって、新たに X i 契約を締結する契約者。

(イ) 新たに X i 契約を締結する契約者が指定した満 60 歳に達した者であって、その契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

(3) X i の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）以外で

あること。

- 5 当社は、シニア特割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、シニア特割キャンペーンの適用を廃止します。
 - (1) はじめてスマホ割キャンペーンの廃止があったとき。
 - (2) 前項第 2 号の規定に該当しなくなったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。
 - (3) X i の契約者名義が法人となったとき。
- 6 当社は、シニア特割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてシニア特割キャンペーンの適用対象とします。ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニア特割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニア特割キャンペーンの適用対象とします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																																		
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略) (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 FOMA契約</td> <td>当社からFOMAサービス（FOMAユビキタス、FOMA位置情報及びFOMA特定接続を除きます。）の提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13～47 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>48 契約者</td> <td>FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者、FOMA位置情報契約者又はFOMA特定接続契約者</td> </tr> <tr> <td>49～62 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 FOMAサービスの種類等</p> <p>(FOMAサービスの種類)</p> <p>第4条 FOMAサービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FOMA</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はFOMA特定接続以外のもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>第3章～第4章の2 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	7 FOMA契約	当社からFOMAサービス（FOMAユビキタス、FOMA位置情報及びFOMA特定接続を除きます。）の提供を受けるための契約	(略)	(略)	13～47 (略)	(略)	48 契約者	FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者、FOMA位置情報契約者又はFOMA特定接続契約者	49～62 (略)	(略)	種 類	内 容	FOMA	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はFOMA特定接続以外のもの	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略) (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 FOMA契約</td> <td>当社からFOMAサービス（FOMAユビキタス、FOMA位置情報、<u>FOMAプリペイド</u>及びFOMA特定接続を除きます。）の提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13 FOMAプリペイド契約</td> <td>当社からFOMAプリペイドの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>14 FOMAプリペイド契約者</td> <td>当社とFOMAプリペイド契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>15～49 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>50 契約者</td> <td>FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者、FOMA位置情報契約者、<u>FOMAプリペイド契約者</u>又はFOMA特定接続契約者</td> </tr> <tr> <td>51～64 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 FOMAサービスの種類等</p> <p>(FOMAサービスの種類)</p> <p>第4条 FOMAサービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FOMA</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報、<u>FOMAプリペイド</u>又はFOMA特定接続以外のもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>FOMAプリペイド</td> <td>当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービス</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>第3章～第4章の2 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	7 FOMA契約	当社からFOMAサービス（FOMAユビキタス、FOMA位置情報、 <u>FOMAプリペイド</u> 及びFOMA特定接続を除きます。）の提供を受けるための契約	(略)	(略)	13 FOMAプリペイド契約	当社からFOMAプリペイドの提供を受けるための契約	14 FOMAプリペイド契約者	当社とFOMAプリペイド契約を締結している者	15～49 (略)	(略)	50 契約者	FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者、FOMA位置情報契約者、 <u>FOMAプリペイド契約者</u> 又はFOMA特定接続契約者	51～64 (略)	(略)	種 類	内 容	FOMA	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報、 <u>FOMAプリペイド</u> 又はFOMA特定接続以外のもの	(略)	(略)	FOMAプリペイド	当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービス	(略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																																																		
(略)	(略)																																																		
7 FOMA契約	当社からFOMAサービス（FOMAユビキタス、FOMA位置情報及びFOMA特定接続を除きます。）の提供を受けるための契約																																																		
(略)	(略)																																																		
13～47 (略)	(略)																																																		
48 契約者	FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者、FOMA位置情報契約者又はFOMA特定接続契約者																																																		
49～62 (略)	(略)																																																		
種 類	内 容																																																		
FOMA	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はFOMA特定接続以外のもの																																																		
(略)	(略)																																																		
(略)	(略)																																																		
用 語	用 語 の 意 味																																																		
(略)	(略)																																																		
7 FOMA契約	当社からFOMAサービス（FOMAユビキタス、FOMA位置情報、 <u>FOMAプリペイド</u> 及びFOMA特定接続を除きます。）の提供を受けるための契約																																																		
(略)	(略)																																																		
13 FOMAプリペイド契約	当社からFOMAプリペイドの提供を受けるための契約																																																		
14 FOMAプリペイド契約者	当社とFOMAプリペイド契約を締結している者																																																		
15～49 (略)	(略)																																																		
50 契約者	FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者、FOMA位置情報契約者、 <u>FOMAプリペイド契約者</u> 又はFOMA特定接続契約者																																																		
51～64 (略)	(略)																																																		
種 類	内 容																																																		
FOMA	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報、 <u>FOMAプリペイド</u> 又はFOMA特定接続以外のもの																																																		
(略)	(略)																																																		
FOMAプリペイド	当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービス																																																		
(略)	(略)																																																		

第4章の3 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第4章の3 FOMAプリペイド契約

(契約の単位)

第25条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のFOMAプリペイド契約を締結します。この場合、FOMAプリペイド契約者は、1のFOMAプリペイド契約につき1人に限ります。

(FOMAプリペイド契約申込みの方法等)

第26条 FOMAプリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行うFOMAサービス取扱所に申し出ていただきます。

2 FOMAプリペイド契約の申込みをするときは、FOMAプリペイドの契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である期間（以下「利用可能期間」といいます。）をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。

区 分	利用可能期間
タイプA	90日
タイプB	365日

(FOMAプリペイド契約申込の承諾)

第27条 当社は、FOMAプリペイド契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのFOMAプリペイド契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(2) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第28条 FOMAプリペイドの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第79条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、FOMAプリペイドの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、FOMAプリペイドの契約者識別番号を変更する場合には、当社が別に定める方法により、その旨を周知します。

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

第29条 当社は、料金表通則第21項（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録）の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を設定します。この場合において、利用可能期間は、FOMAプリペイド契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算します。

2 FOMAプリペイド契約者は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了したとき、又は利用可能期間内における通信可能時間（利用可能期間内において、FOMAプリペイド契約の契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である時間をいいます。以下同じとします。）が終了したときは、当社が別に定める方法により、利用可能期間の更新を請求することができます。

3 FOMAプリペイド契約者は、前項の規定により利用可能期間の更新を請求するときは、利用可能期間をあらかじめ選択していただきます。

4 当社は、前2項の規定により利用可能期間の更新の請求があった場合であって、料金表通則第21項の規定により料金の前払い

<p>第 30 条 <u>削 除</u></p>	<p><u>登録があったときは、利用可能期間を更新します。この場合において、更新された利用可能期間は、その前払い登録があった日から起算します。</u> <u>(F O M A プリペイド契約者が行う F O M A プリペイド契約の解除)</u> 第 30 条 <u>F O M A プリペイド契約者は、F O M A プリペイド契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に申し出ていただきます。</u> 2 <u>当社は、F O M A プリペイド契約の解除があったときは、その F O M A プリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間について無効とします。</u> <u>(当社が行う F O M A プリペイド契約の解除)</u></p>
<p>第 31 条 <u>削 除</u></p>	<p>第 31 条 <u>当社は、F O M A プリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に、第 29 条 (F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間) に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、その F O M A プリペイド契約を解除します。</u> 2 <u>当社は、第 53 条の 2 (F O M A プリペイドに係る利用停止) 第 3 項の規定により F O M A プリペイドの利用を停止された F O M A プリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その F O M A プリペイド契約を解除することがあります。</u> 3 <u>当社は、F O M A プリペイド契約者が第 53 条の 2 第 3 項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、F O M A プリペイドの利用停止をしないうちにその F O M A プリペイド契約を解除することがあります。</u> 4 <u>前 3 項の規定によるほか、当社は、F O M A プリペイド契約者が料金表通則第 21 項 (F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録) の規定により料金の前払い登録を行った場合であって、当社がその前払い料金の支払いの事実を確認できないときは、その F O M A プリペイド契約を解除することがあります。</u> 5 <u>当社は、F O M A プリペイド契約を解除したときは、その F O M A プリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間の残時間について無効とします。</u> <u>(その他の提供条件)</u></p>
<p>第 32 条 <u>削 除</u></p>	<p>第 32 条 <u>当社は、当社が別に定める機能を有する端末設備を使用している者に限り、F O M A プリペイドを提供します。</u> 2 <u>当社は、F O M A プリペイド契約の締結に基づいて、第 48 条 (F O M A カードの貸与) の規定により貸与した F O M A カードを現に所持している者を F O M A プリペイド契約者として取り扱います。</u> 3 <u>当社は、F O M A プリペイドにおけるその他の提供条件 (2in1 利用、利用の一時中断、電話番号保管、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、F O M A の場合に準ずるものとします。</u> <u>ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。</u></p>
<p>第 4 章の 4 (略)</p>	<p>第 4 章の 4 (略)</p>

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第45条 当社は、FOMA契約者（FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。）から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）に限り、請求することができます。

2～5（略）

6～11（略）

(注1)（略）

(注2) 本条第8項に規定する当社が別に定めるものは、別表2（付加機能）に規定するiモード機能（別表2に規定するiモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。）、spモード機能（別表2に規定するspモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）及び遠隔管理機能とします。

第46条～第47条（略）

第6章～第7章（略）

第8章 利用中止等

第51条～第52条（略）

(利用停止)

第53条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(10)（略）

2～3（略）

第53条の2 削除

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第45条 当社は、FOMA契約者（FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。）から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）に限り、請求することができます。

2～5（略）

6 第1項の規定にかかわらず、当社は、FOMAプリペイド契約の申込みの際に、FOMAプリペイド契約は別表2に規定するプリペイドISP機能の請求があったものとみなして取り扱います。

7～12（略）

(注1)（略）

(注2) 本条第9項に規定する当社が別に定めるものは、別表2（付加機能）に規定するiモード機能（別表2に規定するiモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。）、spモード機能（別表2に規定するspモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）及び遠隔管理機能とします。

第46条～第47条（略）

第6章～第7章（略）

第8章 利用中止等

第51条～第52条（略）

(利用停止)

第53条 当社は、契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(10)（略）

2～3（略）

(FOMAプリペイドに係る利用停止)

第53条の2 当社は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その利用を停止します。

2 当社は、FOMAプリペイド契約の利用可能期間内に、通信可能時間が終了した場合は、その利用を停止します。

3 当社は、前2項の規定によるほか、FOMAプリペイド契約者が第53条（利用停止）第1項第5号から第8号のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、そのFOMAプリペイドの利用を停止することがあります。

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第54条 通信には、次の種類があります。

ただし、共用FOMAに係る通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、FOMAコピキタス(トランシーバプランを除きます。)に係る通信の種類は、パケット通信モード(128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。)及びショートメッセージ通信モードに、FOMAコピキタス(トランシーバプランに限りません。)に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、FOMA特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード(128k 通信モードを除きます。)に限りません。

表 (略)

2～4 (略)

(注1) (略)

(注2) 定額データプラン(料金表第1表第1の(1)に規定するものをいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含まず。)を選択している場合又はパケット定額(料金表第1表第3の(7)の2に規定するものをいいます。)を選択している場合は、通信のふくそうの状況により、定額データプラン及びパケット定額を選択していない場合と比べ、一定期間内においてその契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に係るデータ量に応じてパケット通信モードの通信の伝送速度が低下することがあります。

(注3) (略)

第55条～第56条 (略)

第57条 削除

第58条 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第54条 通信には、次の種類があります。

ただし、共用FOMAに係る通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、FOMAコピキタス(トランシーバプランを除きます。)に係る通信の種類は、パケット通信モード(128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。)及びショートメッセージ通信モードに、FOMAコピキタス(トランシーバプランに限りません。)に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、FOMAプリペイドに係る通信の種類は、パケット通信モードに、FOMA特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード(128k 通信モードを除きます。)に限りません。

表 (略)

2～4 (略)

(注1) (略)

(注2) FOMAプリペイド契約を締結している場合、定額データプラン(料金表第1表第1の(1)に規定するものをいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含まず。)を選択している場合又はパケット定額(料金表第1表第3の(7)の2に規定するものをいいます。)を選択している場合は、通信のふくそうの状況により、FOMAプリペイド契約を締結していない場合並びに定額データプラン及びパケット定額を選択していない場合と比べ、一定期間内においてその契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に係るデータ量に応じてパケット通信モードの通信の伝送速度が低下することがあります。

(注3) (略)

第55条～第56条 (略)

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)

第57条 当社は、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間に応じて、そのFOMAプリペイド契約に係る利用可能期間に係る通信可能時間を次表のとおり定めます。

FOMAプリペイドの利用可能期間の区分	通信可能時間	
	タイプA	128k 通信モードに係るもの
タイプB	(1) (2)以外のもの	3 時間
	(2) 128k 通信モードに係るもの	100 時間

2 第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間が終了した又は更新されたときは、終了した利用可能期間又は更新される前の利用可能期間における通信可能時間の残時間は無効とします。

第58条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA、及び回線卸Xi（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているFOMA（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～5（略）

6 当社は、第1項から第4項の規定によるほか、基本使用料の料金種別が定額データプラン（料金表第1表第1の(1)に規定するものをいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。）のFOMAサービスの通信（パケット通信モードに限ります。）に関して、次の措置をとることがあります。

(1)～(7)

7～9（略）

(注)（略）

(通信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2（略）

第60条（略）

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第61条 通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第59条の2（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

2～3（略）

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA、及び回線卸Xi（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているFOMA（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～5（略）

6 当社は、第1項から第4項の規定によるほか、基本使用料の料金種別が定額データプラン（料金表第1表第1の(1)に規定するものをいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。）のFOMAサービスの通信（パケット通信モードに限ります。）及びFOMAプリペイドの通信に関して、次の措置をとることがあります。

(1)～(7)

7～9（略）

(注)（略）

(通信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2（略）

3 当社は、前2項の規定によるほか、FOMAプリペイドの利用可能期間内における契約者回線との間の通信の利用が、第57条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間）に規定するFOMAプリペイドの利用可能期間の区分に応じたそれぞれの通信可能時間を超えたことを確認したときは、その通信を切断します。

第60条（略）

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第61条 通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第59条の2（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

2～3（略）

4 前2項の規定にかかわらず、FOMAプリペイド契約の契約者回線との間のパケット通信モードに係る通信時間は、セッションの設定の開始時刻から起算し、そのセッションの切断があった時刻（第59条の2（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、通信時間の測定は分単位で行うものとし、通信時間のうち1分に満たない部分は1分として測定します。

5 当社は、FOMAプリペイド契約の利用可能期間内において、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を行う都度、その通信に係る通信時間を第57条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間）の規定により設定された通

4～5 (略)

第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第64条 FOMA契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）及び第6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）及び別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2～3 (略)

第65条～第68条 (略)

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第68条の2 FOMA契約者（FOMAコピキタス契約者、FOMA位置情報契約者、FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。）は、FOMAサービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7（請求書等の発行に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

第69条 (略)

第3節～第4節 (略)

第5節 預託金

(預託金)

第72条 FOMA契約を締結しようとする者又は一般契約若しくは定期契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、FOMAサービスの利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(4) (略)

2～4 (略)

信可能時間の残時間から差し引きます。

6～7 (略)

第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第64条 FOMA契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。）は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）及び第6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）及び別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2～3 (略)

第65条～第68条 (略)

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第68条の2 FOMA契約者（FOMAコピキタス契約者、FOMA位置情報契約者、FOMAプリペイド契約者、FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。）は、FOMAサービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7（請求書等の発行に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

第69条 (略)

第3節～第4節 (略)

第5節 預託金

(預託金)

第72条 FOMA契約（FOMAプリペイド契約を除きます。以下この条において同じとします。）を締結しようとする者又は一般契約若しくは定期契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、FOMAサービスの利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(4) (略)

2～4 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第73条 (略)

(延滞利息)

第74条 契約者は、料金その他の債務(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第75条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約について、契約者(FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。)がそのFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第75条 FOMA契約者(FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がFOMAサービスに係る料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。)に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、FOMA契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2～3 (略)

第76条 (略)

第11章～第12章 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第73条 (略)

(延滞利息)

第74条 契約者は、料金その他の債務(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第75条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約について、契約者(FOMAプリペイド契約者、FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。)がそのFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第75条 FOMA契約者(FOMAプリペイド契約者、FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がFOMAサービスに係る料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。)に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、FOMA契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2～3 (略)

第76条 (略)

第11章～第12章 (略)

第 13 章 雑則

第 81 条の 2～第 82 条の 2

第 82 条の 3 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A ユビキタス契約者（トランシーバプランに限ります。）及び F O M A 特定接続契約者を除きます。）は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

2～3（略）

第 82 条の 4～第 86 条（略）

（当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等）

第 87 条 F O M A 契約（F O M A 位置情報契約及び F O M A 特定接続契約を除きます。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(6)（略）

2～3（略）

第 88 条（略）

（国際アウトローミングの利用等）

第 88 条の 2 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、別表 2（付加機能）に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング（別表 9 に定める外国の電気通信事業者が、F O M A カードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～14（略）

（注）（略）

（無線 I P アクセスサービスの利用等）

第 88 条の 3 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能（ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。）、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～10（略）

（利用者登録）

第 88 条の 4 F O M A 契約者（F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～10（略）

（注）（略）

第 88 条の 5～第 91 条の 2（略）

（番号えらべるサービスの利用）

第 91 条の 3 F O M A 契約者（F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、番号えらべるサー

第 13 章 雑則

第 81 条の 2～第 82 条の 2

第 82 条の 3 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A ユビキタス契約者（トランシーバプランに限ります。）、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。）は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

2～3（略）

第 82 条の 4～第 86 条（略）

（当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等）

第 87 条 F O M A 契約（F O M A 位置情報契約、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約を除きます。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(6)（略）

2～3（略）

第 88 条（略）

（国際アウトローミングの利用等）

第 88 条の 2 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、別表 2（付加機能）に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング（別表 9 に定める外国の電気通信事業者が、F O M A カードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～14（略）

（注）（略）

（無線 I P アクセスサービスの利用等）

第 88 条の 3 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能（ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。）、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～10（略）

（利用者登録）

第 88 条の 4 F O M A 契約者（F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～10（略）

（注）（略）

第 88 条の 5～第 91 条の 2（略）

（番号えらべるサービスの利用）

第 91 条の 3 F O M A 契約者（F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じと

ス（当社が定める所属 F O M A サービス取扱所において、F O M A 契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～3（略）

（注）（略）

第 91 条の 4（略）

（おまかせロック等）

第 91 条の 5 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、おまかせロック（契約者からの請求により、端末設備（当社が定めるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）の一部の機能を停止するための信号及び F O M A カード（当社が定めるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～8（略）

（注）（略）

第 91 条の 6～第 93 条（略）

第 14 章 その他のサービス

（相互接続番号案内）

第 94 条 契約者（F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。）は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（F O M A 及びワイドスター通信サービスの契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

（注）（略）

第 95 条（略）

（時報サービス）

第 96 条 契約者（F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。）は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

表（略）

2～4（略）

（注）（略）

第 97 条～第 97 条の 4（略）

（料金明細内訳書の発行等）

第 98 条 当社は、F O M A 契約者から請求があったときは、その契約者に係る F O M A サービス、国際アウトローミング（料金表 4 表の 1（適用）の(7)に規定する対象通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）又は無線 I P アクセスサービスの通信料金明細内訳書を発行します。

2～8（略）

（注）（略）

第 98 条の 2～第 98 条の 3（略）

（支払証明書等の発行）

第 99 条 当社は、契約者等（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した F O M A サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その F O M A サービスに関する料

ます。）は、番号えらべるサービス（当社が定める所属 F O M A サービス取扱所において、F O M A 契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～3（略）

（注）（略）

第 91 条の 4（略）

（おまかせロック等）

第 91 条の 5 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、おまかせロック（契約者からの請求により、端末設備（当社が定めるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）の一部の機能を停止するための信号及び F O M A カード（当社が定めるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～8（略）

（注）（略）

第 91 条の 6～第 93 条（略）

第 14 章 その他のサービス

（相互接続番号案内）

第 94 条 契約者（F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。）は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（F O M A 及びワイドスター通信サービスの契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

（注）（略）

第 95 条（略）

（時報サービス）

第 96 条 契約者（F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。）は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

表（略）

2～4（略）

（注）（略）

第 97 条～第 97 条の 4（略）

（料金明細内訳書の発行等）

第 98 条 当社は、F O M A 契約者から請求があったときは、その契約者に係る F O M A サービス（F O M A プリペイドに係るものを除きます。以下この条において同じとします。）、国際アウトローミング（料金表 4 表の 1（適用）の(7)に規定する対象通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）、又は無線 I P アクセスサービスの通信料金明細内訳書を発行します。

2～8（略）

（注）（略）

第 98 条の 2～第 98 条の 3（略）

（支払証明書等の発行）

第 99 条 当社は、契約者等（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した F O M A サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その F O M A サービス（F O M

金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、F O M A 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その F O M A 契約に係る預託金が当社に預け入れられている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

3 当社は、F O M A 契約者（F O M A 特定接続者を除きます。）から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、その F O M A サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1)～(3) (略)

4 (略)

(回収代行等の承諾等)

第 100 条 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、有料情報サービス（F O M A 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)

(注) (略)

第 100 条の 2 (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第 101 条 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2～5 (略)

A プリペイドを除きます。）に関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、F O M A 契約者（F O M A プリペイド契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その F O M A 契約に係る預託金が当社に預け入れられている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

3 当社は、F O M A 契約者（F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続者を除きます。）から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、その F O M A サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1)～(3) (略)

4 (略)

(回収代行等の承諾等)

第 100 条 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、有料情報サービス（F O M A 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)

(注) (略)

第 100 条の 2 (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第 101 条 契約者（共用 F O M A に係る契約者、F O M A コピキタス契約者、F O M A 位置情報契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2～5 (略)

料金表

通則

- 1 (略)
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) (略)

3～4 (略)

- 5 当社は、F O M A サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

6～19 (略)

(料金等の支払い)

- 20 契約者は、料金及び工事費について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する F O M A サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

21 (略)

22～24 (略)

(注) 当社は、第 24 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の F O M A サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表

通則

- 1 (略)
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等（別表 2（付加機能）に規定するプリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料を除きます。）は暦月、通信料（F O M A プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) (略)

3～4 (略)

- 5 当社は、F O M A サービスに係る通信に関する料金（F O M A プリペイドに係るものを除きます。）については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

6～19 (略)

(料金等の支払い)

- 20 契約者は、料金（別表 2 に規定するプリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料及び F O M A プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）及び工事費について、第 25 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する F O M A サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

21 (略)

(F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録)

- 22 F O M A プリペイド契約者は、F O M A プリペイドの利用に先立って、第 26 条（F O M A プリペイド契約申込みの方法等）又は第 29 条（F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定により選択した又は更新を請求した利用可能期間の区分に応じて、第 1 表第 2（付加機能使用料）の 2（料金額）の 2 - 2 に規定するプリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料、及び第 1 表第 3（通信料）の 2（料金額）の 2 - 3 に規定する F O M A プリペイドに係る通信料に関する料金の前払い登録をしていただきます。

23 前項に規定する料金の前払い登録は、当社が別に定める方法により行っていただきます。

24 前 2 項の規定により支払われた前払い料金は、利用の有無にかかわらず返還しません。

25～27 (略)

(注) 当社は、第 27 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の F O M A サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(略)	(略)
(12) 削 除	
(略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2 以外のもの

表 (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(略)	(略)
(12) プリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料の適用	<p>ア プリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料については、第 26 条（ F O M A プリペイド契約申込みの方法等）又は第 29 条（ F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定により選択した又は更新を請求した利用可能期間に応じて、2（料金額）に規定する額を適用します。</p> <p>イ プリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料については、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。</p>
(略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2 以外のもの

表 (略)

2-2 プリペイド I S P 機能に係るもの

1 の利用可能期間ごとに

F O M A プリペイドの利用可能期間の区分	料 金 額
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
タイプ A	143 円(154.44 円)
タイプ B	572 円(617.76 円)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 128k 通信モードによる通信は、基本使用料の料金種別が定額データプラン 128K の F O M A に係るものである場合、(7)の2に規定するパケット定額若しくは(7)の3に規定するデータ定額パックの適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ク 128k 通信モードによる通信の接続先は、当社が定めるものに限りです。</p> <p>ケ～ヒ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るのデータ定額共有	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ カの規定により選択したシングルバック等の定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、<u>ニ</u>の規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての X i、X i コピキタス、F O M A 及び F O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ <u>サ</u>に規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス <u>シ</u>の規定にかかわらず、料金月の初日以外に F O M A 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>セ～チ (略)</p> <p>ツ 当社は、共有回線群に属する F O M A に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、</p>

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 128k 通信モードによる通信は、基本使用料の料金種別が定額データプラン 128K の F O M A に係るものである場合、(7)の2に規定するパケット定額若しくは(7)の3に規定するデータ定額パックの適用を受けている場合又は F O M A プリペイド契約を締結している場合に限り、行うことができます。</p> <p>ク 128k 通信モードによる通信（F O M A プリペイドに係るものを除きます。）の接続先は、当社が定めるものに限りです。</p> <p>ケ～ヒ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るのデータ定額共有	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ カの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出てください。この場合において、当社は、共有対象回線（限定利用プランに係る F O M A を除きます。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の <u>シングルバック</u>を選択したものとみなして取扱います。</p> <p>ク カ又はキの規定により選択したシングルバック等の定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ データ定額共有の開始は、カ又はキに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、<u>ヌ</u>の規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての X i、X i コピキタス、F O M A 及び F O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>ス <u>シ</u>に規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>セ <u>ス</u>の規定にかかわらず、料金月の初日以外に F O M A 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>ソ～ツ (略)</p> <p>テ 当社は、共有回線群に属する F O M A に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、</p>

<p>その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) ナの(ウ)、ニの(ウ)又はヌの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>テ ヅの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ト ヅの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ナ ウからトの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ニ ウからトの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ ウからトの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ネ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の3のア及びタ並びに本欄のサ及びシの規定により適用する定額通信料 ((7)の5に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 及びツの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線 (X i コピキタス及び F O M A コピキタスに係るものを除きます。) の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>ノ ネに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>	<p>その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 二の(ウ)、ヌの(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ テの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ ウからナの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ ウからナの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ネ ウからナの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ノ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の3のア及びタ並びに本欄のシ及びスの規定により適用する定額通信料 ((7)の5に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 及びツの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線 (X i コピキタス及び F O M A コピキタスに係るものを除きます。) の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>ハ ノに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>
(略)	(略)
(9)の4 削除	
(略)	(略)
<p>その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 二の(ウ)、ヌの(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ テの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ ウからナの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ ウからナの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ネ ウからナの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ノ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の3のア及びタ並びに本欄のシ及びスの規定により適用する定額通信料 ((7)の5に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 及びツの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線 (X i コピキタス及び F O M A コピキタスに係るものを除きます。) の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>ハ ノに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>	<p>その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 二の(ウ)、ヌの(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ テの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ ウからナの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ ウからナの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ネ ウからナの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ノ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の3のア及びタ並びに本欄のシ及びスの規定により適用する定額通信料 ((7)の5に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 及びツの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線 (X i コピキタス及び F O M A コピキタスに係るものを除きます。) の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>ハ ノに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>
(略)	(略)
(9)の4 F O M A プリペイドにおける通信料の適用	<p>F O M A プリペイドのポケット通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含まず。) については、第 26 条 (F O M A プリペイド契約申込みの方法等) 又は第 29 条 (F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間) の規定により選択した又は更新を請求した利用可能期間に応じて、2 (料金額) に規定する額を適用します。</p>
(略)	(略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 パケット通信モードに係るもの

(1) (2)以外のもの

ア~ウ (略)

(2) (略)

2-3~2-5 (略)

第4 (略)

第5 手続きに関する料金

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料金種別		単位	料金額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数料	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 (略)

第6~第7 (略)

第2表~第7表 (略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 パケット通信モードに係るもの

(1) (2)以外のもの

ア~ウ (略)

エ FOMAプリペイドに係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利用 可能期間の区分	料金額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
タイプA	791円(854.28円)
タイプB	4,171円(4,504.68円)

(注1) エの表に規定する料金額は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金が含まれており、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 当社は、FOMAプリペイド契約に係るユニバーサルサービス料について、第6 (ユニバーサルサービス料) の2 (料金額) に規定する料金額の適用しません。

(2) (略)

2-3~2-5 (略)

第4 (略)

第5 手続きに関する料金

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料金種別		単位	料金額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数料	(略)	(略)	(略)
	ウ FOMAプリペイド契約に係るもの	1契約ごとに	2,000円(2,160円)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 (略)

第6~第7 (略)

第2表~第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
(略)	(略)
38 削除	
(略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
(略)	(略)
38 プリバイド I S P 機能	<p>(1) F O M A プリバイドに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、第 29 条（ F O M A プリバイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定により設定又は更新された利用可能期間に限り、この機能を提供します。</p> <p>(3) 当社は、この機能の利用の請求があったときは、追加機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) 当社は、この機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(5) 電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(6) F O M A プリバイド契約者（未成年者である場合に限ります。）がプリバイドフィルタ機能の廃止に関する請求を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(7) (2)の規定にかかわらず、当社は、 F O M A プリバイドに係る通信可能時間が終了したときは、この機能の利用を中止します。</p> <p>(8) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、児童ポルノ情報を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(9) この機能は、 F O M A プリバイド契約の解除があった場合に限り、廃止されます。</p> <p>(10) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	B	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モロッコ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Orange Maroc</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	△B	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モロッコ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Médi Telecom, S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則（平成 29 年 1 月 27 日経企第 1579 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

（ F O M A プリペイド契約に関する経過措置）

3 この改正規定実施後、当社は F O M A プリペイド契約に係る申込みを承諾しないものとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている F O M A プリペイド契約の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) F O M A プリペイド契約に係る契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である期間（以下「利用可能期間」といいます。）は次表のとおりとします。

区 分	利用可能期間
タイプ A	90 日
タイプ B	365 日

(2) 平成 29 年 4 月 1 日時点で利用開始可能期間の残期間があった場合、その残期間は無効とします。

(3) この改正規定実施後、 F O M A プリペイド契約者は、利用可能期間が終了したときは、利用可能期間の更新を請求できないものとします。

(4) 当社は、設定又は更新された利用可能期間に応じて、その F O M A プリペイド契約に係る利用可能期間に係る通信可能時間を次表のとおり定めます。

F O M A プリペイドの利用可能期間の区分	通信可能時間	
タイプ A	128k 通信モードに係るもの	20 時間
タイプ B	(1) (2)以外のもの	3 時間
	(2) 128k 通信モードに係るもの	100 時間

(5) 設定又は更新された利用可能期間が終了又は無効となったときは、その利用可能期間における通信可能時間の残時間は無効とします。

(6) この改正規定実施後、 F O M A プリペイド契約者は、通信可能時間が終了したときは、通信可能時間の更新を請求できないものとします。

(7) F O M A プリペイドのポケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）については、 F O M A プリペイド契約者が選択した又は更新を請求した利用可能期間に応じて、次表に規定する額を適用します。

1 の利用可能期間ごとに

F O M A プリペイドの利用	料 金 額
------------------	-------

可能期間の区分	次の税抜額（かっこ内は税込額）
タイプA	791 円(854.28 円)
タイプB	4,171 円(4,504.68 円)

(8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(プリペイド I S P 機能に係る経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているプリペイド I S P 機能（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) プリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料については、F O M A プリペイド契約者が選択した又は更新を請求した利用可能期間に応じて、次表に規定する額を適用します。

1 の利用可能期間ごとに

F O M A プリペイドの利用 可能期間の区分	料 金 額	
	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
タイプA	143 円(154.44 円)	
タイプB	572 円(617.76 円)	

(2) プリペイド I S P 機能に係る付加機能使用料については、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割りしません。

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。